

法制度 (実務)	諸外国では出自についての情報を保存する期間などは法的に定められているのですか？（東京の児童相談所では7年で廃棄されています） 日本の養子縁組のことに、親権の強さに関して言及されましたが、これは日本固有のことなのでしょうか？海外においても見られると思うのですが、どうでしょうか？
-------------	---

(クリス氏) 回答待ち

(ミーガン氏) 回答待ち

(姜氏)

韓国では養子縁組に関する記録は永久保存するように定められています(養子縁組特例法施行規則第25条)。

(後藤氏)

海外、特に欧米の場合は、児童養護の視点から厳しく親権を制限しているようです。たとえば、日本のように施設に入れたまま1年以上会いに来ないというのは間違いなく「育児放棄」となり、裁判所の法的拘束力によって親権は停止されるでしょう。